

2026年3月23日

各位

会社名 株式会社JNグループ
 代表者名 代表取締役社長 石原 直樹
 (スタンダード市場・コード6634)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
 電 話 03-5766-9870

第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス（以下「シークエッジ JHD」又は「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式発行に係る払込みについては、現物出資の方法（デット・エクイティ・スワップ。以下「DES」といいます。）により行うことといたします。また、本新株式発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

また、本新株式発行に伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、合わせてお知らせいたします。なお、当社の親会社がシークエッジ JHD であることに変更はございません。

記

I. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026年5月1日
(2) 発行新株式数	株式会社JNグループ 普通株式 11,474,115株
(3) 発行価額	1株当たり 106円
(4) 発行価額の総額	1,216,256,190円
(5) 現物出資の目的となる財産の内容	割当予定先が当社に対して有する金銭債権のうち、1,216,256,190円に相当する債権であります。 ※ 現物出資の目的となる債権について 現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第207条第9項第5号）。 当社は、現物出資の対象となる金銭債権について、その弁済期を払込期日である2026年5月1日において本新株式発行を実施する時点とすることを、2026年3月23日付で割当予定先との間で合意しております。このため、本新株式発行におけ

	る金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスに全株式を割り当てます。
(7) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出書の効力発生を条件としております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、将来の成長戦略を着実に推進し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、2025年8月29日付で株式会社フィスコ（以下「フィスコ」といいます。）の株式をシークエッジ JHD から取得し、フィスコを持分法適用関連会社といたしました（詳細は2025年8月29日付「株式会社フィスコ（証券コード：3807）の株式追加取得及び持分法適用会社化に関するお知らせ」をご参照ください）。本株式取得は、同社との事業連携を通じて中長期的な成長を目的とした戦略的投資として実施したものです。当該取得に係る売買代金約13億円のうち、11.9億円については準消費貸借契約に基づく金銭債務として計上しており、当該債務の弁済期限は2035年8月28日となっております。

また、当社の連結子会社である Digital Credence Technologies Limited がシークエッジ JHD に対して負担していた金銭債務（元本：金1,000万円、利息：年3.0%、弁済期日：2027年5月21日、以下「本件引受債務」といいます。）を2026年3月23日付で当社が引き受けたことにより、当社はシークエッジ JHD に対し総額12億円の金銭債務を負担することとなりました。

当社の2025年11月期末における財務状況は、債務超過には至っておらず、また、直ちに資金繰りに支障が生じる状況にもありません。また、上記フィスコ株式取得時点において、当該金銭債務については弁済期限が長期であること等を踏まえ、当社の将来キャッシュ・フロー見通しに照らして、弁済可能であるとの前提で意思決定を行っており、元利金の弁済が必要となることも当初から認識しておりました。

一方で、当社は、今後の事業展開において、Web3事業及びデジタルコンテンツ事業等の成長分野に対する継続的な投資、事業基盤の整備及び必要運転資金の確保を進めていく必要があると認識しております。このため、現時点で直ちに返済資金の手当てが困難な状況にはないものの、中長期的にみた場合には、親会社に対する12億円の債務をそのまま維持することは、将来におけるキャッシュ・フローの使途を債務返済及び利息負担に制約される要因となり、今後の成長投資を機動的に実行していくうえで財務運営上の制約となる可能性があるかと判断いたしました。

また、当社は2026年1月16日付「親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、本件債権者であるシークエッジ JHD を親会社として認識するに至り、同社との資本関係及び経済的利害関係がより明確となったことを踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上の観点から財務戦略を総合的に再検討いたしました。

本件債務のうち大半を占めるフィスコ株式取得に係る債務は、弁済期限自体は前述のとおり、2035年8月28日と長期に設定されており、現時点において直ちに資金的な制約が生じている状況ではありません。しかし、単に期限到来まで債務を維持するのではなく、当該戦略投資に伴い生じた負債を早期に資本へ振り替えることにより、将来のキャッシュ・フローの柔軟性を確保するとともに、事業成長に向けた財務基盤をより安定的なものとし、追加的な資金需要や事業環境の変化に対して柔軟に対応できる体制をあらかじめ整備しておくことが適切であると判断しております。

加えて、本件は親会社に対する債務の株式化であり、関係者間の合意が得られている現時点において実行することが、実行確実性及び適時性の観点から合理的であると考えております。

以上の観点から、当社及び当社株主の利益の観点も踏まえつつ、当社の中長期的な成長及び財務基盤の強化について協議を行った結果、現時点でDESを実施することが、当社の財務戦略上合理的であるとの結論に至りました。

このような判断のもと、当社はシークエッジ JHD と協議した結果、上記金銭債務元本12億円及びこれに係る未払利息を対象として、第三者割当による本新株式発行により株式化すること（DES）を決定いたしました。本件により、既存の金銭債務を株式に転換することで、将来の返済負担及び利息負担を軽減することが可能となり、将来のキャッシュ・フローを成長投資等に柔軟に活用することが可能となる財務体制を整えることができると判断しております。

以上の内容を総合的に勘案し、本件 DES の実施は当社の財務戦略上合理的であり、当社及び当社株主の利益に資するものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	—
発行諸費用の概算額	5,500,000 円
差引手取概算額	—

- (注) 1 金銭以外の財産による現物出資 (DES) の方法によるため、現金による払込みはありません。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 現物出資の対象となる債権の発生原因及び内容

本新株式発行は、金銭以外の財産の現物出資 (DES) の方法によるものであるため、手取額はありません。なお、現物出資の対象となる債権の概要は、「1. 募集の概要(5) 現物出資の目的となる財産の内容」をご参照ください。

対象債権の内容	金額 (円)	現物出資実行時期
割当予定先が当社に対して有する金銭債権の現物出資 (DES)	1,216,256,190 円	2026 年 5 月

4. 本新株式発行の合理性に関する考え方

本新株式発行は、割当予定先が保有する当社に対する金銭債権 1,216,256,190 円を現物出資 (DES) の方法により株式化するものであり、当社に新たに金銭が払い込まれるものではありません。しかしながら、有利子負債の圧縮及び自己資本比率の向上による財務体質の改善を図ることができ、返済負担及び利息負担の軽減を通じたキャッシュ・フローの改善も見込まれることから、当社の企業価値の維持及び向上に資するものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日 (2026 年 3 月 19 日) の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値と同額である 106 円といたしました。

当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前 1 か月間の終値の平均値である 109.26 円に対しては 2.99% のディスカウント、直前 3 か月間の終値の平均値である 117.03 円に対しては 9.43% のプレミアム、直前 6 か月間の終値の平均値である 122.50 円に対しては 13.47% のディスカウントとなります。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、市場価格は当社の企業価値を表す客観的な指標であり、算定時に最も近い時点の市場価格が現時点における当社株式価値を適正に反映していると判断したためであります。また、直前 1 か月、3 か月及び 6 か月の平均株価との比較においても著しい乖離はなく、短期的な株価変動の影響により不合理に高値又は安値に設定されたものではないと判断しております。

また、かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であること」とする日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役会からは、本新株式の発行価額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される株式数は 11,474,115 株（議決権数 114,741 個）であり、これは 2025 年 11 月 30 日現在の当社発行済株式総数 38,114,227 株に対して 30.10%、2025 年 11 月 30 日現在の当社議決権総数 331,000 個に対して 34.66%の割合に相当します。

本新株式発行により、既存株主の持分には一定の希薄化が生じることとなりますが、本新株式発行は、当社の有利子負債の圧縮と自己資本の増強を同時に実現することにより、財務基盤の安定化、自己資本比率の改善、利息負担の軽減及びキャッシュ・フローの改善を図るものであり、これらの効果は当社の企業価値の維持及び向上に資するものと考えております。

また、後記「6. 割当先の選定理由等（4）割当先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株式発行により取得する当社株式について、親会社として中長期的に保有する意向を有しており、株式の一部を売却する場合にも可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を表明しております。これらを踏まえると、本新株式発行による株式数の増加が市場に直ちに重大な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。

以上より、本新株式発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 商号	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス		
(2) 所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 城丸 修一		
(4) 事業の内容	投資業		
(5) 資本金	12 百万円		
(6) 発行済株式数	4 株		
(7) 設立年月日	1986 年 4 月 17 日		
(8) 決算期	1 月 31 日		
(9) 従業員数	0 人（2026 年 1 月 31 日現在）		
(10) 主要取引先	該当事項はありません。		
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	白井 一成 100%		
(13) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当該会社は当社に対して 52.66%（間接所有含む）を出資しております。（2026 年 3 月 19 日現在）。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は当該会社に対し、金銭の借入れを行っております。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社に該当いたしません。	
(14) 当該会社の直近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2023 年 1 月期	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期
純資産	12,889	12,834	14,189
総資産	13,771	14,347	15,618
1 株当たり純資産 (円)	3,222,349,544	3,208,673,803	3,547,439,416
売上高	1,225	757	283
営業利益	1,074	638	120
経常利益	1,066	757	642
当期純利益	958	703	781
1 株当たり当期純利益 (円)	239,712,973	175,959,932	195,440,938

1 株当たり配当金	—	—	—
-----------	---	---	---

(注) 1. 割当予定先の代表取締役からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しております。また、第三者調査機関である株式会社ディークエスト（所在地：東京都千代田区神田駿河台3-4、代表取締役 脇山太介）の調査により、割当予定先、割当予定先の代表取締役及び割当予定先の株主は、反社会的勢力との関係性を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。以上の調査結果を踏まえて、当社は、割当予定先が反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。以上の聴取結果を踏まえて、当社は、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

本新株式発行の目的は、当社の有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に実現することにより、財務基盤の安定化を図るとともに、当社が中長期的に安定した成長軌道確立するための基盤を整備することにあります。

当社は、2025年8月29日付でフィスコ株式をシークエッジ JHD から取得しており、その取得資金のうち11.9億円については準消費貸借契約に基づく金銭債務として計上しており、本件引受債務とあわせ総額12億円の金銭債務を負担しております。当社は、当該株式取得後、2026年1月にかけて、当社の財務状況及び今後の事業戦略を踏まえ、当該債務の取扱いを含めた資本政策について検討を進めてまいりました。

その検討過程においては、第三者を割当先とする第三者割当増資により資金を調達し、当該資金をもって当該債務を弁済する方法についても検討いたしました。しかしながら、この方法による場合には、新規投資家の確保や発行条件の交渉等に一定の時間を要する可能性があることに加え、調達規模や実行時期が外部環境に左右されることから、必ずしも確実かつ機動的に当該債務の処理を行えるとは限らないと判断いたしました。

これに対し、当該債務の債権者であるシークエッジ JHD を割当予定先として当該債務を株式化する方法（DES）を採用した場合には、当該債務の処理を確実かつ迅速に実行することが可能であり、当社の財務基盤の安定化を早期に図ることができることから、当社は、2026年2月、財務基盤の安定化と今後の成長投資に向けた財務余力の確保を目的として、当該債務を株式化すること（DES）が有効な手段であるとの判断に至りました。

当該債務の債権者は、当社の親会社であるシークエッジ JHD であることから、当社は同社に対し、当社の財務状況、今後の事業戦略及び資本政策の方向性について説明を行い、財務構造の最適化を目的としたDESの実施について協議を重ねてまいりました。同社においても、本件DESが当社の財務基盤の安定化及び中長期的な企業価値向上に資するものであるとの認識が共有されました。

以上の検討の結果、当社は、当該債務の処理方法として、現金弁済ではなく株式化（DES）を行うことが、当社の財務体質の強化及び資本効率の改善の観点から合理的であり、本新株式発行における割当予定先としてシークエッジ JHD を選定することが最も適切であると判断いたしました。

(3) 他の手段との比較検討

当社は、本新株式発行に際して、当社が親会社に対して総額12億円の金銭債務を負担しており、その返済負担の軽減及び財務基盤の安定化を図る必要がある状況を踏まえ、既存株主の利益に配慮しつつ、必要十分かつ確実な資本基盤強化を実現するためには、有利子負債の圧縮を伴う手法が最善であるとの考えに基づき、最適な方法を検討してまいりました。一般的なその他の資本増強のための資金調達方法についても検討いたしました。以下の理由から、いずれも今回の手法と比較して適切ではないと判断いたしました。

① 公募増資

公募増資による新株発行は、当社が直近3年間において営業損失、経常損失及び当期純損失を継続して計上している状況を鑑みた場合、実現性に乏しいものと考えております。また、仮に実現した場合においても、調達資金を債務弁済に充当することで有利子負債の圧縮は可能であるものの、発行条件の決定や投資家需要に左右されることから、必要な資金を確実な条件で調達できるとは限らず、実行時期についても不確実性が伴うものと考えております。このため、公募増資は本件の目的を達成する

手段として必ずしも適切ではないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資は、希薄化懸念を一定程度抑制し得るものの、既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不確実であり、当社の目的に十分沿うものではないため、適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された転換社債（CB）

通常、CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性及びタイミングが不透明である一方、本新株式発行によれば、有利子負債の圧縮と資本増強を同時に実現することができるため、より早期の財務改善が期待されます。そのため、CBは適当でないと判断いたしました。

④ 転換社債型新株予約権付社債（MSCB）

MSCBは、一般的に転換完了まで交付株式総数が確定しにくく、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため、当該方法は断念いたしました。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権

株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本新株式発行と比較して低いと考えられ、適当でないと判断いたしました。

⑥ 行使価額修正条項付新株予約権（MSWT）

株価推移により調達金額が決定される構造上、行使完了まで調達金額が確定し難く、必要とする十分な資金を調達できるかどうか不透明であることから、本新株式発行の目的である有利子負債の圧縮と資本増強を達成するための手段として適当でないと判断いたしました。

⑦ 借入れによる資金調達

当社グループは一部において金融機関からの借入れを行っているものの、直近3年間に於いて営業損失、経常損失及び当期純損失を継続して計上している財務状況に加え、当社グループの事業内容等を踏まえると、金融機関からの新規借入れ又は借入枠の拡大については制約がある状況にあると認識しております。

また、仮に借入れが可能であった場合であっても、有利子負債の増加を伴うものであり、本新株式発行の目的である有利子負債の圧縮及び財務基盤の安定化の観点からは適切ではないと判断いたしました。

（4）割当先の保有方針

割当予定先の保有方針について、当社との間で継続保有に関する特段の取決めはありませんが、割当予定先からは、親会社として中長期的に保有する意向を有しており、株式の一部を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の表明を受けております。

なお、当社は、割当予定先が払込期日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

（5）割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

本新株式発行は、DESの手法を採用するため、割当予定先からの払込みは、その全額が当社に対する金銭債権の現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みは行われません。

現物出資の目的となる財産は、割当予定先が当社に対して有する金銭債権であることから、当社は、当社の会計帳簿により、当該財産の実在性及び残高を確認しております。

（6）株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社スケブベンチャーズ	31.82%	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	25.82%
株式会社実業之日本デジタル	6.59%	株式会社スケブベンチャーズ	24.44%



投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	6.35%	株式会社実業之日本デジタル	5.06%
株式会社フィスコ	6.26%	投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	4.88%
株式会社実業之日本社	4.31%	株式会社フィスコ	4.80%
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	3.42%	株式会社実業之日本社	3.31%
駒田一央	2.02%	駒田一央	1.55%
楽天証券株式会社共有口	1.41%	楽天証券株式会社共有口	1.08%
株式会社DMM. com証券	1.27%	株式会社DMM. com証券	0.98%
水野 勝英	0.93%	水野 勝英	0.72%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2025年11月30日現在の株主名簿上の株式数37,988,411株（自己株式を除く）を基準としております。
2. 今回の割当予定先以外の株主の持株比率については、2025年11月30日現在の所有株式数から変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 募集後の持株比率は、募集後の各株主の所有株式数を、2025年11月30日現在の株式数37,988,411株（自己株式を除く）に、本新株式発行による交付株式数11,474,115株を加えた、49,462,526株で除して算出した数値であります。
4. 株式会社実業之日本デジタル及び株式会社フィスコが所有する株式は、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しておりません。
5. 本表における割当予定先の持株比率は直接保有分を記載しております。割当予定先は、本新株式発行前から当社株式を直接保有しているほか、株式会社スケブベンチャーズ、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド及び株式会社実業之日本社を通じて間接的に当社株式を保有しており、その合算ベースの議決権比率において当社の親会社に該当しております。本新株式発行により、割当予定先の当社に対する直接保有比率は上昇する見込みですが、新たに支配関係に変更が生じるものではありません。

8. 今後の見通し

本新株式発行はDESの方法によるものであり、有利子負債が資本に転換されることで、財務基盤の安定化、自己資本比率の改善、利息負担の軽減及びキャッシュ・フローの改善が見込まれます。これにより、中長期的な財務体質の改善に資するものと考えております。

なお、本件が当期業績に与える影響については現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続

本新株式発行により割り当てる本新株式の数は11,474,115株（議決権数114,741個）であり、2025年11月30日現在の当社発行済株式総数38,114,227株（議決権総数331,000個）を分母とする希薄化率は30.10%（議決権ベースでの希薄化率は34.66%）となります。

したがって、本新株式発行に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、当社の財務体質の強化及び資本効率の改善の観点から、早期に本件DESを実施する必要があることに鑑みると、本新株式発行に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、本新株式発行の必要性及び相当性に関する意見書を、2026年3月23日付で、当社及び割当予定先から独立した第三者である本澤法律事務所の弁護士本澤順子氏（以下「本弁護士」といいます。）より入手することといたしました。

なお、本弁護士は、当社及び割当予定先との間に利害関係を有しておらず、企業法務に関する専門

的知見を有する弁護士であります。また、過去に当社が実施した DES に係る手続においても独立した立場から意見書を提出した実績があり、当社の事業内容及び財務状況等について一定の理解を有していることから、本新株式発行の必要性及び相当性について適切な意見を得ることができると判断し、同氏を選定いたしました。当該意見書の概要は以下のとおりです。

(意見書の概要)

1. 本新株式発行の必要性及び取引目的の合理性

本新株式発行は、貴社が親会社に対して負担する金銭債務の返済負担及び利息負担を軽減するとともに、有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に実現し、財務基盤の安定化及び今後の成長投資に向けた財務余力の確保を早期に実現するために実施するものであり、貴社にとって必要性が認められる。

また、本新株式発行は、現金調達を主目的とする通常の第三者割当増資とは異なり、既存債務の株式化を通じて有利子負債を圧縮し、財務構造を直接改善するものであり、貴社の財務再構築という具体的な経営上の必要性に基づくものと認められることから、その目的にも合理性が認められる。

2. 他の手段との比較における必要性及び相当性

貴社は、本新株式発行に先立ち、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行、転換社債の発行及び借入れ等の各種手法についても検討しているが、これらはいずれも、調達の確実性、実行可能性、株価への影響又は有利子負債圧縮の実現可能性等の点で課題があり、貴社が負担している債務の圧縮と資本増強を同時に実現する手法としては、本新株式発行による DES が最も適切であると認められる。

このため、本新株式発行は、貴社の現時点の財務上の課題に対応するための手段として、必要性及び相当性が認められる。

3. 交渉過程及び意思決定手続の公正性

貴社は、本新株式発行の検討過程において、財務状況の確認、改善案の検討及び割当予定先との協議を進めるとともに、社外役員及び監査役に対する情報共有を行っており、情報取得及び社内検討の過程に特段不合理な点は認められない。

また、本新株式発行は支配株主との取引であることを踏まえ、利益相反管理の観点からも検討されており、手続的公正性を著しく欠く事情は認められない。

4. 対価の公正性

本新株式発行に関する普通株式の払込金額（本普通株式 1 株につき 106 円）は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前営業日（2026 年 3 月 19 日）の東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の終値を基準としており、また、直前 1 か月、3 か月及び 6 か月の平均株価との比較においても著しい乖離は認められないことから、貴社株式の客観的価値を適切に反映した公正な価格であると認められる。

また、現物出資の対象となる債権についても、提供資料等に照らし有効に存在する債権であり、その評価について直ちに不合理と解すべき事情は認められない。

5. 企業価値向上への寄与と希薄化影響の均衡

本新株式発行により既存株主の持分には一定の希薄化が生じるものの、有利子負債の圧縮及び自己資本の増強による財務基盤の安定化、自己資本比率の改善、利息負担の軽減並びにキャッシュ・フローの改善等の効果が見込まれ、これらは貴社の企業価値の維持及び向上に資するものと評価できることから、希薄化の影響との比較においても合理性が認められる。

また、割当予定先は親会社として中長期的に保有する意向を有しており、本新株式発行による市場への影響についても、直ちに重大なものが生じるとは認められない。

6. 割当先の合理性、支配株主取引としての相当性及び総合判断

本新株式発行は既存債務の株式化を内容とするものであり、当該債権を保有する割当予定先を引受先とすることには合理性が認められる。また、割当予定先は本新株式発行前から貴社の親会社であり、本新株式発行によって新たに支配関係が生じるものではない。

以上を総合考慮すると、本新株式発行に係る貴社の意思決定は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、貴社にとって必要性及び相当性を有するものと判断される。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

割当予定先は、当社の親会社であり、本新株式発行に係る取引は支配株主との取引に該当いたしません。

当社は、2026年3月4日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「当社は支配株主等との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。」と定めております。本新株式発行は、以下に記載する対応を行っており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本新株式発行の公正性を担保するための措置として、下記「(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社及び割当予定先から独立した本弁護士の意見書を取得しております。

また、当社監査役会から、本新株式発行に異議がない旨の意見を取得しております。

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

当社は、本新株式発行が支配株主との取引等に該当することから、支配株主と利害関係のない、経営者から一定程度独立した本弁護士に対し、①本新株式発行の必要性に関する事項、②本新株式発行の相当性に関する事項、③本新株式発行の手続の公正性に関する事項及び④本新株式発行の決定が少数株主にとって不利益でないことについて諮問し、本弁護士から、2026年3月23日付で、本新株式発行には必要性・相当性があり、また、手続の公正さなどを踏まえると、本新株式発行の決定は少数株主に不利益なものでない旨の意見書を入手しております。当該意見書の概要は上記「9. 企業行動規範上の手続」のとおりであります。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決算期	2023年11月期	2024年11月期	2025年11月期
売上高	866	2,130	3,562
営業損失（△）	△211	△246	△223
経常損失（△）	△150	△230	△250
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△657	△289	△728
1株当たり当期純損失（△） （円）	△24.20	△9.07	△20.05
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	108.77	113.77	83.92



(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年11月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38,114,227株	100.00%
現時点の行使価格における潜在株式数	177,000株	0.46%

(注) 1. 上記潜在株式数はストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年11月期	2024年11月期	2025年11月期
始値	161円	125円	140円
高値	206円	199円	257円
安値	140円	76円	97円
終値	160円	125円	139円

② 最近6か月間の状況

	2025年10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
始値	137円	122円	115円	126円	120円	107円
高値	164円	130円	123円	149円	126円	119円
安値	123円	109円	106円	114円	112円	98円
終値	135円	122円	115円	125円	119円	106円

(注) 2026年3月の株価については2026年3月19日現在で表示しております。

③ 発行決議前日における株価

	2026年3月19日
始値	105円
高値	106円
安値	104円
終値	106円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

12. 発行要項

別紙をご参照ください。

II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動予定年月日

2026年5月1日

2. 異動が生じる経緯

上記「I. 第三者割当による新株式の発行」に記載のとおり、本新株式の第三者割当により、以下の通り主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる予定です。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主及び主要株主である筆頭株主となる株主

本新株式発行により、新たに主要株主及び主要株主である筆頭株主となることを見込まれるシークエッジ JHD の概要につきましては上記「I. 第三者割当による新株式の発行 6. 割当先の選定理由等 (1) 割当先の概要」をご参照ください。

(2) 主要株主である筆頭株主でなくなる株主

本新株式発行により、引き続き主要株主には該当するものの、主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

(1) 商号	株式会社スケブベンチャーズ
(2) 所在地	東京都港区南青山五丁目 11 番 9 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 岩野 裕一
(4) 事業の内容	貸金業、投資業
(5) 資本金	74 百万円
(6) 設立年月日	2008 年 7 月 7 日

4. 異動前後における当該主要株主及び主要株主である筆頭株主、及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

(1) 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	12,990 個 (1,299,000 株)	3.92%	6 位
異動後	127,731 個 (12,773,115 株)	28.66%	1 位

(2) 株式会社スケブベンチャーズ

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	120,878 個 (12,087,857 株)	36.52%	1 位
異動後	120,878 個 (12,087,857 株)	27.12%	2 位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2025 年 11 月 30 日時点の総株主の議決権の数 331,000 個を基準としております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025 年 11 月 30 日時点の総議決権数（331,000 個）に、本株式発行により増加する議決権数（114,741 個）を加えた数（445,741 個）を基準としております。

3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

4. 大株主順位は、2025 年 11 月 30 日時点の株主名簿を基準として、当社において現時点において想定したものです。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

上述のとおり、当社の親会社がシークエッジ JHD であることに変更はございません。

6. 今後の見通し

特に記載する事項はございません。



別紙

第三者割当による新株式発行（現物出資）要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 11,474,115 株
2. 募集株式の払込金額
1 株につき 106 円
3. 払込金額の総額
1,216,256,190 円
金銭以外の現物出資の方法によります。
4. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：608,128,095 円
増加する資本準備金の額：608,128,095 円
5. 申込期日
2026 年 5 月 1 日
6. 払込期日
2026 年 5 月 1 日
7. 募集の方法
第三者割当の方法による。
8. 割当予定先及び割当株式数
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 11,474,115 株
9. 払込取扱場所
該当事項はありません。
10. その他
本株式の発行については、各種法令に基づく必要な手続が完了していることを条件とする。

以上